

○厚生労働省告示第二百七十八号

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条の二第一項第三号の規定に基づき、児童福祉法施行規則第六条の二第一項第三号の指定保育士養成施設の修業科目及び単位数並びに履修方法（平成十三年厚生労働省告示第九十八号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。ただし、平成二十三年三月三十一日以前に指定保育士養成施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設をいう。以下同じ。）に入所していた者については、なお従前の例による。また、平成二十三年度に新たに指定保育士養成施設又は指定保育士養成施設の学部若しくは学科を設置する場合には、同年度に当該指定保育士養成施設に入所した者の修業科目及び単位数並びに履修方法について、この告示による改正後の児童福祉法施行規則第六条の二第一項第三号の指定保育士養成施設の修業科目及び単位数並びに履修方法の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

平成二十二年七月十三日

厚生労働大臣 長妻 昭

第一条第二号中「十九単位」を「十八単位」に、「二単位以上」を「三単位以上（うち保育実習Ⅱ（実習）又は保育実習Ⅲ（実習）二単位以上、保育実習指導Ⅱ（演習）又は保育実習指導Ⅲ（演習）一単位以上）」に改める。

第四条第二号中「十単位」を「九単位」に、「二単位以上」を「三単位以上（うち保育実習Ⅱ（実習）又は保育実習Ⅲ（実習）二単位以上、保育実習指導Ⅱ（演習）又は保育実習指導Ⅲ（演習）一単位以上）」に改める。

別表第一保育の本質・目的の理解に関する科目の項を次のように改める。

保育の本質・目的に関する科目		保育の本質・目的の理解に関する科目の項	単位数
保育の原理	保育原理	（講義）	2
教育原理	教育原理	（講義）	2
児童家庭福祉	児童家庭福祉	（講義）	2
社会福祉	社会福祉	（講義）	2
相談援助	相談援助	（演習）	1
社会的養護	社会的養護	（講義）	2
保育者論	保育者論	（講義）	2

別表第一保育の対象の理解に関する科目の項中「発達心理学」を「保育の心理学Ⅰ」に、

科目名	授業形態	単位数
教育心理学	（講義）	2
保育の心理学Ⅱ	（演習）	1
小児保健	講義 実習	5

子どもの保健 I	(講義)	4	に、
子どもの保健 II	(演習)	1	
小児栄養	(演習)	2	を
精神保健	(講義)	2	
子どもの食と栄養	(演習)	2	に、「家族援助

論」を「家庭支援論」に改め、同表保育の内容・方法の理解に関する科目の項を次のように改める。

保育の内容・方法に関する科目	保育課程論	(講義)	2
	保育内容総論	(演習)	1
	保育内容演習	(演習)	5
	乳児保育	(演習)	2
	障害児保育	(演習)	2
	社会的養護内容	(演習)	1
	保育相談支援	(演習)	1

別表第一基礎技能の項を次のように改める。

保育の表現技術	保育の表現技術	(演習)	4
---------	---------	------	---

別表第一保育実習の項中

合演習の項中

保育実習	(実習)	5
保育実習 I	(実習)	4
保育実習指導 I	(演習)	2

に改め、同表総

を

総合演習

(演習)

を

保育実践演習

(演習)

に改める。

別表第二第一号を次のように改める。

一 保育の本質・目的に関する科目

別表第二第三号及び第四号を次のように改める。

三 保育の内容・方法に関する科目

四 保育の表現技術